

令和2年4月より限度額を拡充!

北陸税理士会と北陸三県の信用保証協会が連携

富山・石川・福井 北陸三県統一保証制度

# 税理士連携 短期継続保証

- 最長5年間、決算期ごとに借換(継続)が可能
- 毎月の返済負担が無く、資金繰りの安定が図られます
- 顧問税理士・金融機関・信用保証協会が連携して中小企業のみなさまの成長をサポートします

限度額拡充  
5,000万円!

税理士会  
(顧問税理士)

金融機関

信用保証協会

お申込手続

顧問税理士に相談

金融機関へ融資申込  
(顧問税理士の「推薦書」が必要)

金融機関を通じて  
信用保証協会へ保証申込

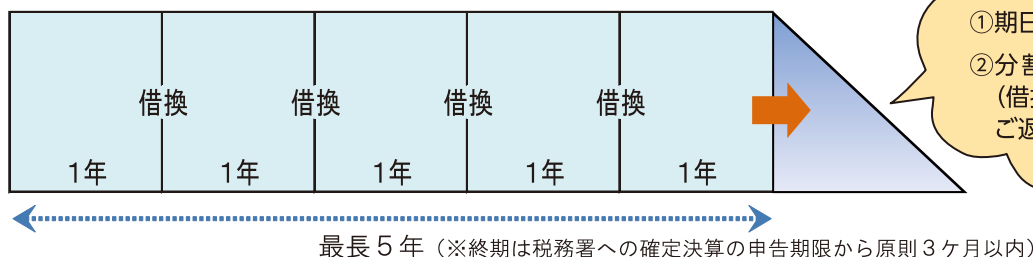
融資実行

保証制度の詳細は裏面をご覧ください

# 「税理士連携短期継続保証」について

## 【商品の特徴】

『北陸税理士会に所属する税理士及び税理士法人』、『取扱金融機関』、『北陸三県の信用保証協会』が連携して、中小企業・小規模企業者の経常運転資金の一部について、短期資金を一定期間（最長5年間）継続してご利用いただくことにより、疑似資本的な効果が期待できる資金調達が可能となり、資金繰りの安定と企業の更なる成長・発展への取り組みを応援する特別保証制度です!!



- ①期日一括返済
- ②分割返済への変更（借換を含む）によりご返済いただきます

## 【ご利用いただける方】

次のすべての要件を満たす中小企業者で、信用保証協会の保証対象事業を営む方

- (1) 取扱金融機関との与信取引が1年以上あること
- (2) 北陸税理士会の会員である税理士または税理士法人（以下、税理士等）が月次管理を行い、税理士等から「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼概要報告書」の提出があること
- (3) 直近決算において経常利益を計上していること  
なお、個人の場合は、貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上であること
- (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと

## 【制度の概要】

保証限度額	5,000万円以内（1企業一口限りとなります）
資金用途	運転資金
保証期間	1年以内 ※終期は、税務署への確定決算の申告期限から原則3ヶ月以内とし、以降、1年毎に最大4回まで借換〔継続〕可能です（新規申込手続）
返済方法	一括返済（手形貸付方式）
連帯保証人	原則法人代表者以外不要
担保	原則不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率（年0.45%～年1.90%） ※推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は0.1%割引

このパンフレットは商品の内容をお知らせするものであり、信用保証、ご融資をお約束するものではありません。金融機関および保証協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます

## 本制度に関するお問い合わせ先

富山県信用保証協会	〒930-8565 富山県富山市総曲輪2丁目1番3号	Tel(076)423-3176【保証課】
石川県信用保証協会	〒920-0918 石川県金沢市尾山町9番25号	Tel(076)222-1522【営業部】
福井県信用保証協会	〒918-8004 福井県福井市西木田2丁目8番1号	Tel(0776)33-8311【企業支援部】